

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

令和 年 月 日

隠岐の島町長 池田高世偉 様

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

隠岐の島町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請 求 金 額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選 挙 名 令和7年4月20日執行隠岐の島町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振 込 先

金融機関名		本・支店名	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名 義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、隠岐の島町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

選挙区におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 $A \times B$	単価 C	枚数 D	金額 $C \times D$	単価 E	枚数 F	金額 $E \times F$	
92箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 $E \times F$ の欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。